

平成19年6月大和市議会第2回定例会

大木市長が所信を表明

大木哲市長は6月1日、市長就任後初の定例議会である、平成19年6月大和市議会第2回定例会において、今後の市政運営に向けた所信を表明しました。



所信表明する大木市長

同表明で大木市長は、「生活感のある市政運営」を目指し、市民の皆さんが暮らしの中で大和市がよくなったことが体感できるような街づくりを進めるとしています。

この中で、速やかに取り組みを開始したい重点的な施策の骨子は、次のとおりです。

施策1 基地問題への取り組み

航空機騒音問題や在日米軍再編問題などに対し、県や周辺市と連携し、議会とも十分相談しながら、いわゆる自治体外交も視野に入れた、効果的かつ現実的な対応や取り組みを進めていく。

施策2 安全安心なまちづくりの実現

警察行政によるパトロールを支援する意味で、市公用車を活用するなど、市民の皆さんの体感治安を高めるため、関係機関と連携しながら所要の取り組みを進めていく。

施策3 救急医療体制の充実

市立病院を中心とした、確実な救急医療体制を構築するため、基幹病院としての意識改革を図り、さらに二次医療の中心として、市立病院の機能の強化を進めていく。

大木市長は、こうした三つの施策のほか、「福祉や健康」、「環境」、「教育と文化」などに関して、積極的に取り組むことを表明。また、現在実施している家庭系ごみの収集方法を見直し、全体的に価格を引き下げる方向などを考えていくと述べました。

さらに、市長の任期を3期12年までとする多選禁止に関する条例についても、議会の理解を得ながら任期中に制定していきたいとしました。

なお、所信表明の全文については、7月15日号広報やまに掲載します。

問い合わせは、市役所企画政策課総合政策担当 ☎(260)5304、✉seisakuへ。

厚木基地でのNLP

厚木基地で空母キティホーク艦載機によるNLP(夜間連続離着陸訓練)が、5月9日・10日・14日・15日に実施されました。NLPの実施は昨年10月以来、約7か月ぶりとなります。

特に今回は4月25日の公表に続き、硫黄島が天候不良などとの理由から、5月10日の夕刻になって厚木基地でF/A18C、EA6BによりNLPを実施すると防衛施設庁が公表。同日の5月10日および14日、15日に同機によりNLPが実施されました。四日間にわたって実施されたNLPに対して、市には208件の苦情が寄せられました。市は、多くの市民が悩まされ続けている航空機による騒音被害の軽減と抜本的な解決に向け、県や



厚木航空施設司令官ジャスティンD.クーバー大佐に要請する大木大和市長 写真提供：神奈川県

NLPに関する経過

とき	NLPの公表と実施状況	大和市などの動き
4月25日	5月8日～11日に低騒音機でNLPを実施すると防衛施設庁が公表	
26日		・大和市を含む基地周辺7市と県がNLP中止を要請
5月8日	NLP中止	
9日	E-2CホークアイなどでNLP実施	
10日	F/A-18ホーネットなどのジェット機でのNLPを実施すると公表	・大和市長が直接厚木航空施設司令官に中止要請 ・NLP実施時間中、大和市長が再度中止を要請
11日	NLP中止	・大和市長が防衛省、防衛施設庁、外務省を訪問し、NLPの中止を要請 ・大和市を含む基地周辺7市と県がNLP中止を要請
14日	F/A-18ホーネット、EA-6BブラウラーでNLP実施	・大和市長が在日米海軍司令部、横浜防衛施設局を訪問し、NLPの中止を要請 ・大和市長、知事および基地周辺市長らとともにNLPの状況確認と、厚木航空施設司令官へ中止を要請
15日	F/A-18ホーネットでNLP実施	
21日		・大和市長を含む基地周辺7市長と知事が、久間章生防衛大臣などと面会し、空母艦載機の移駐など騒音の軽減に最大限の努力をするよう緊急要請

周辺市と連携を図りながら、さらなる取り組みを進めていきます。

問い合わせは、市役所基地対策課基地対策担当 ☎(260)5310、✉kichiへ。

太字は、県や基地周辺市などと連携した要請活動など
色文字は大和市単独の要請活動

平成18年度の「情報公開制度」と「個人情報保護制度」の運用状況

市は、公正で開かれた市政を目指し、情報公開条例を制定しています。同条例に基づき、平成18年度の情報公開制度の運用状況は左表のとおりです（5月31日現在、決定などの期限延長中のものは除く）。なお、公開請求拒否と不服申し立てはいずれも0件でした。

そのほか、市が指定する6団体大和市土地開発公社、社会福祉法人大和市社会福祉協議会（財）大和市スポーツ・よか・みどり財団、（財）大和市民国際化協会、（社）大和市シルバー人材センター、（財）大和市学校建設公社）においても、情報公開に関する規程を整備し、その推進に努めています。いずれの団体も、平成18年度は情報公開の申し出はありませんでした。

平成18年度の情報公開の内訳

情報公開請求文書件数	全部公開	一部公開	非公開
1,565件 (請求者延べ82人)	1,391件	169件	5件 (不存在5件)

また市は、個人情報情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するため、個人情報保護条例を制定しています。同条例に基づき、平成18年度の個人情報保護制度の運用状況は次のとおりです。

平成18年度保有個人情報開示などの請求および決定結果

開示請求者延べ16人、請求文書件数25件（全部開示8件、一部開示10件、不開示（不存在）7件）、訂正請求0件、利用停止請求0件、不服申し立て0件。

そのほか、市が指定する6団体においても個人情報保護に関する規程を整備し、その推進に努めています。いずれの団体も、平成18年度は開示、訂正、利用停止の申し出はありませんでした。

市役所1階の情報公開コーナーでは、こうした市の情報公開や個人情報保護制度に基づく請求を受け付けています。また、行政資料の閲覧や貸し出し、有償刊行物の販売も行っていきます。

問い合わせは、市役所総務課情報公開担当 ☎(260)5334、☒soumuへ。

市政に生かすために

市民の皆さんの意見を募集

市は、次の条例（素案）に対する市民の皆さんの意見を募集します。寄せられた意見は、それに対する市の考え方とともに今後のホームページなどで公表していきます（個々の意見には直接回答しません）。

（仮称）大和市開発事業の手続き及び基準に関する条例（素案）

良好な生活環境を保全、創出するため、開発行為や中高層建築物の建築行為など、周辺環境に影響を及ぼす恐れがある土地利用について、必要な手続きや基準を定めた同条例素案への意見を募集します。

意見提出方法 6月18日（月）～7月17日（火）（消印）に直接持参またはファクス（264）6105、Eメール、郵送で〒242 8601 市役所都市整備課へ（直接持参は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）。

同条例素案は市役所同課のほか、情報公開コーナー、渋谷分室、各連絡所、各学習センター、市のホームページでも閲覧できます。

問い合わせは、市役所都市整備課開発指導担当 ☎(260)5432、☒t-seibiへ。

大和市コミュニティセンター設置条例の一部改正（素案）

市のコミュニティセンターは、上草柳コミセンが昭和54年度に開館して以来、地域コミュニティの醸成のため無料で開放してきました。しかし、維持管理に費用がかかることから、負担の公平性を図るため費用の一部を室料として利用者に負担してもらうことが必要と判断しました。

これに伴い、料金徴収に関する条例の素案を定めましたので意見を募集します。意見提出方法 7月14日（土）までに直接持参またはファクス（260）5138、Eメール、郵送で〒242 8601 市役所安全なまちづくり課へ（直接持参は土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分）。

同条例素案は市役所同課のほか、各コミセン、渋谷分室、各連絡所、各学習センター、市のホームページでも閲覧できます。

問い合わせは、市役所安全なまちづくり課防犯地域コミュニティ担当 ☎(260)5162、☒anzenへ。